

証券コード：168A  
2025年4月9日

株 主 各 位

岡山市南区新保660-15  
株式会社イタミアート  
代表取締役社長 伊丹一晃

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.itamiarts.co.jp/investor-relations/stock/meeting/>  
(上記ウェブサイトにアクセスして、「株主総会」をご選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/168A/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イタミアート」または「コード」に「168A」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年4月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月25日（金曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時30分）

2. 場 所 岡山市中区浜二丁目3番12号

岡山プラザホテル 4階 烏城の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的事項

報告事項

第26期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

# 事 業 報 告

(2024年2月1日から)  
(2025年1月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を維持しました。個人消費は、新型コロナウィルス感染症からの回復に伴う社会経済活動の正常化や雇用・所得環境の改善に支えられ、堅調に推移しました。特にインバウンド需要の拡大が観光業や小売業を下支えし、円安の影響もあり訪日外国人消費が引き続き高水準を維持しました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の地政学的リスクの高まりにより、エネルギー・原材料価格の高騰が続き、企業収益や消費者物価に影響を及ぼしました。加えて、急速な円安の進行が輸入物価の上昇を招き、消費マインドの低下が一部で見られました。

このような状況のなか、飲食店や小売店だけでなくイベント会場の装飾などの販促需要は、コロナ禍明けの高まりから減少することなく増加基調で推移いたしました。この販促需要の堅調な推移に加え、個人顧客を中心であるEC販売では新規顧客の獲得を意識した積極的なプロモーション活動やSEO対策などを行ったことで、主要サイトの流入数が増加したことや、衆議院選挙が行われたことによる特需が売上を下支えしました。また、主要取引先との提携商品の拡大に加え、EC販売と比べて1件当たりの売上規模が大きい既存法人顧客への営業活動を強化したことや、インサイドセールスによる新規法人顧客の開拓に注力したことでも成果をあげ、大口案件の受注につなげることができました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,605,561千円（前事業年度比15.8%増）、営業利益は271,569千円（同40.8%増）、経常利益は244,397千円（同10.3%増）、当期純利益は165,042千円（同7.7%増）となりました。

## 事業の商品別売上高

| 区分   | 第25期<br>(2024年1月期)<br>(前事業年度) |               | 第26期<br>(2025年1月期)<br>(当事業年度) |               | 前事業年度比               |               |
|------|-------------------------------|---------------|-------------------------------|---------------|----------------------|---------------|
|      | 金額                            | 構成比           | 金額                            | 構成比           | 金額                   | 増減率           |
| のぼり幕 | 1,620,517千円<br>768,767        | 52.1%<br>24.7 | 1,832,060千円<br>944,972        | 50.8%<br>26.2 | 211,543千円<br>176,205 | 13.1%<br>22.9 |
| 冊子   | 151,200                       | 4.9           | 156,441                       | 4.3           | 5,241                | 3.5           |
| うち   | 153,168                       | 4.9           | 181,260                       | 5.0           | 28,092               | 18.3          |
| その他  | 418,652                       | 13.5          | 490,825                       | 13.6          | 72,173               | 17.2          |
| 合計   | 3,112,305                     | 100.0         | 3,605,561                     | 100.0         | 493,255              | 15.8          |

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,045,024千円です。その主なものは、工場増築等にかかる建物として613,861千円のほか、印刷機械等として212,810千円などです。

### ③ 資金調達の状況

当社は、2024年4月8日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり2024年4月5日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により420,000株の新株式を発行し、618,240千円の資金調達を行いました。

また、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として900,000千円の調達を行いました。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分            | 第23期<br>(2022年1月期) | 第24期<br>(2023年1月期) | 第25期<br>(2024年1月期) | 第26期<br>(当事業年度)<br>(2025年1月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 2,106,971          | 2,506,542          | 3,112,305          | 3,605,561                     |
| 経常利益(千円)      | 17,907             | 127,096            | 221,504            | 244,397                       |
| 当期純利益(千円)     | 14,991             | 91,817             | 153,192            | 165,042                       |
| 1株当たり当期純利益(円) | 1,476.14           | 87.45              | 145.90             | 118.47                        |
| 総資産(千円)       | 2,091,916          | 2,227,252          | 2,526,843          | 3,645,209                     |
| 純資産(千円)       | 176,381            | 270,182            | 421,087            | 1,204,370                     |
| 1株当たり純資産(円)   | 16,798.26          | 257.32             | 401.04             | 819.30                        |

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022年12月15日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第24期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
- なお、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定した場合の推移は、以下のとおりです。

| 区分            | 第23期<br>(2022年1月期) | 第24期<br>(2023年1月期) | 第25期<br>(2024年1月期) | 第26期<br>(当事業年度)<br>(2025年1月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 1株当たり当期純利益(円) | 14.76              | 87.45              | 145.90             | 118.47                        |
| 1株当たり純資産(円)   | 167.98             | 257.32             | 401.04             | 819.30                        |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

次期の業績の見通しといたしましては、景気は引き続き緩やかな回復基調を維持するものの、不透明要因も多く残ると見込まれます。インバウンド需要の継続や企業の賃上げの動きが消費を下支えする一方で、原材料・エネルギー価格の変動や為替の動向が企業活動に与える影響が懸念されます。

このような環境のなか、個人顧客を中心に大型SP商材販売のEC化率が拡大することを背景に、更なる売上の拡大とそれに対応する生産能力の増強及び生産効率の向上を図るため、新型プリンタや製造工程自動化のためのロボットの導入などといった設備投資を積極的に進めてまいります。また、新商品のリリース、SEO対策、ロス率の低減、業務の自動化、オウンドメディアの充実等を推進し、品質・価格・納期などのサービス向上に努めてまいります。

上記に加え、コンプライアンスの徹底、適切なリスク管理並びにSDGsの推進等を行い、当社の社会的価値も高めてまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2025年1月31日現在)

SP (セールスプロモーション) 商材の企画・制作・販売

### (6) 主要な営業所及び工場 (2025年1月31日現在)

| 名 称           | 所 在 地 |
|---------------|-------|
| 本 社 ・ 本 社 工 場 | 岡山市南区 |
| 七 日 市 工 場     | 岡山市北区 |
| 十 日 市 工 場     | 岡山市北区 |

(7) 使用人の状況 (2025年1月31日現在)

| 使 用 人 数     | 前事業年度末比増減  |
|-------------|------------|
| 114 (191) 名 | 14名増 (1名減) |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び派遣社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年1月31日現在)

| 借 入 先             | 借 入 額       |
|-------------------|-------------|
| 株 式 会 社 広 島 銀 行   | 1,126,639千円 |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行   | 508,312     |
| 株 式 会 社 ト マ ト 銀 行 | 210,001     |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,200,000株

(2) 発行済株式の総数 1,470,000株

(注) 2024年4月5日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式総数が420,000株増加しております。

(3) 株主数 1,483名

(4) 大株主

| 株主名                       | 持株数      | 持株比率   |
|---------------------------|----------|--------|
| 株式会社イタミホールディングス           | 530,000株 | 36.05% |
| 伊丹一晃                      | 216,500  | 14.72  |
| K&Pパートナーズ3号投資事業有限責任組合     | 85,000   | 5.78   |
| 藤本茂                       | 29,500   | 2.00   |
| 楽天証券株式会社                  | 25,900   | 1.76   |
| 株式会社吉本ホールディング             | 24,000   | 1.63   |
| 伊丹礼子                      | 23,000   | 1.56   |
| 大澤健作                      | 22,400   | 1.52   |
| 株式会社SBI証券                 | 13,323   | 0.90   |
| J.P.Morgan Securities plc | 12,291   | 0.83   |

(注) 自己株式は保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第1回新株予約権                                           | 第2回新株予約権                                           |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2021年1月14日                                         | 2021年8月17日                                         |
| 新株予約権の数                |                   | 36個                                                | 70個                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>100株)<br>(注) 2 4            | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>100株)<br>(注) 2 4            |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                            | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 100,000円<br>(1株当たり 1,000円)<br>(注) 3 4   | 新株予約権1個当たり 150,000円<br>(1株当たり 1,500円)<br>(注) 3 4   |
| 権利行使期間                 |                   | 2023年2月1日から<br>2030年11月30日まで                       | 2023年9月1日から<br>2031年7月31日まで                        |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                              | (注) 1                                              |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>36個<br>3,600株<br>1名 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>40個<br>4,000株<br>2名 |
|                        | 社外取締役             | —                                                  | —                                                  |
|                        | 監査役               | —                                                  | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>30個<br>3,000株<br>1名 |

(注) 1. 第1回及び第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場し、上場した日より3年が経過するまでは新株予約権を使用することができないものとする。

- ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
2. 株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り上げる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 2022年12月15日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## （2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年1月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                      |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 伊丹一晃  | 株式会社イタミホールディングス代表取締役                                                                                              |
| 取締役      | 伊丹亮平  | 業務本部長                                                                                                             |
| 取締役      | 河田肇   | 商品本部長                                                                                                             |
| 取締役      | 一ノ瀬達也 | 管理本部長                                                                                                             |
| 取締役      | 稻葉雄一  | BBDイニシアティブ株式会社代表取締役                                                                                               |
| 取締役      | 田丸浩昭  | 株式会社日本能率協会コンサルティング<br>エグゼクティブフェロー                                                                                 |
| 常勤監査役    | 野瀬洋輔  |                                                                                                                   |
| 監査役      | 上田宗則  | 北浜経営コンサルティング株式会社代表取締役<br>北浜経営会計事務所所長<br>株式会社ファーストステージ社外取締役<br>株式会社ラングローブ社外取締役<br>株式会社ジョヴィ社外取締役<br>大阪木材市場株式会社社外監査役 |
| 監査役      | 村島雅弘  | 村島国際法律事務所代表<br>ダントーホールディングス株式会社社外取締役<br>株式会社ブロードエンタープライズ社外監査役                                                     |

- (注) 1. 取締役稻葉雄一氏及び取締役田丸浩昭氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 常勤監査役野瀬洋輔氏、監査役上田宗則氏及び監査役村島雅弘氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査役上田宗則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役村島雅弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動
- ① 一ノ瀬達也氏と田丸浩昭氏は2024年4月26日開催の第25回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
- ② 渡邊淳也氏は2024年8月31日をもって取締役を辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。当該保険契約により被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為など一定の事由に起因する損害については、填補の対象としない旨を定めております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役であり、その保険料は会社が全額負担しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

取締役（社外取締役を含む）の基本報酬は、固定報酬とし、職責、実績、指名報酬委員会の評価、その他会社の業績等を総合考慮してその額を決定し、月例で支払う。

② 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |            |            | 対象となる役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|------------|------------|------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等     |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 83,250千円<br>(4,300) | 83,250千円<br>(4,300) | －千円<br>(－) | －千円<br>(－) | 7名<br>(2)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,600<br>(9,600)    | 9,600<br>(9,600)    | －          | －          | 3<br>(3)   |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 92,850<br>(13,900)  | 92,850<br>(13,900)  | －<br>(－)   | －<br>(－)   | 10<br>(5)  |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2020年4月28日開催の第21期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2020年4月28日開催の第21期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役は1名）であります。
4. 上表には、当事業年度中に辞任した取締役1名を含んでおります。

**(6) 社外役員に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役稻葉雄一氏は、BBDイニシアティブ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役田丸浩昭氏は、株式会社日本能率協会コンサルティングのエグゼクティブフェローであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役上田宗則氏は、北浜経営コンサルティング株式会社の代表取締役、北浜経営会計事務所の所長であり、株式会社ファーストステージ、株式会社ラングローブ及び株式会社ジョヴィの社外取締役並びに大阪木材市場株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役村島雅弘氏は、村島国際法律事務所の代表、ダントーホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社ブロードエンタープライズの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 稲葉雄一 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主に長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営課題について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>                                                                                                  |
| 取締役 田丸浩昭 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち2024年4月26日の取締役就任以降に開催された10回の全てに出席いたしました。長年にわたり生産改善、原価管理や物流等のコンサルティングに携わり、生産管理について豊富な知見を有しております、当該知見を活かして、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営課題について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回のうち2024年4月26日の委員就任以降に開催された3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |
| 監査役 野瀬洋輔 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレートガバナンスについて適宜、必要な発言を行っております。加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>                                                                                             |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                                                                                                                            |
| 監査役 上 田 宗 則 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、また、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回のうち5回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |
| 監査役 村 島 雅 弘 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>            |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あづさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 30,879千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,879   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産           | 1,165,488 | 流 動 負 債         | 768,663   |
| 現 金 及 び 預 金       | 625,764   | 買 掛 金           | 72,560    |
| 受 取 手 形           | 2,138     | 1年内返済予定の長期借入金   | 409,380   |
| 売 掛 金             | 271,065   | リ 一 ス 債 務       | 9,873     |
| 電 子 記 録 債 権       | 4,506     | 未 払 金           | 171,863   |
| 商 品 及 び 製 品       | 32,798    | 未 払 費 用         | 3,269     |
| 仕 掛 金             | 38,164    | 未 払 法 人 税       | 56,522    |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品   | 69,182    | 契 約 負 債         | 7,937     |
| 前 渡 金             | 38,106    | 預 収 金           | 9,475     |
| 前 払 費 用           | 36,395    | 前 受 収 益         | 150       |
| そ の 他             | 47,365    | 賞 与 引 当 金       | 21,732    |
| 固 定 資 産           | 2,479,721 | そ の 他           | 5,898     |
| 有 形 固 定 資 産       | 2,378,810 | 固 定 負 債         | 1,672,175 |
| 建 構 物             | 1,209,456 | 長 期 借 入 金       | 1,630,466 |
| 機 械 及 び 装 置       | 23,422    | 退 職 給 付 引 当 金   | 8,730     |
| 車両 運 搬 具          | 498,055   | 資 産 除 去 債 務     | 27,219    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 9,211     | そ の 他           | 5,760     |
| 土 地               | 10,860    | 負 債 合 計         | 2,440,838 |
| リ 一 ス 資 産         | 446,473   | (純 資 産 の 部)     |           |
| 建 設 仮 勘 定         | 8,975     | 株 主 資 本         | 1,204,370 |
| 無 形 固 定 資 産       | 172,355   | 資 本 金           | 459,620   |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 25,495    | 資 本 剰 余 金       | 361,620   |
| そ の 他             | 24,263    | 資 本 準 備 金       | 361,620   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 1,231     | 利 益 剰 余 金       | 383,130   |
| 出 資 金             | 75,415    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 383,130   |
| 長 期 前 払 費 用       | 40        | 特 別 償 却 準 備 金   | 11,138    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 32,827    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 371,991   |
| そ の 他             | 32,140    | 純 資 産 合 計       | 1,204,370 |
|                   | 10,408    | 負 債 純 資 産 合 計   | 3,645,209 |
| 資 産 合 計           | 3,645,209 |                 |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年2月1日から)  
(2025年1月31日まで)

(単位:千円)

| 科            | 目   | 金       | 額         |
|--------------|-----|---------|-----------|
| 売上高          |     |         | 3,605,561 |
| 売上原価         |     |         | 2,134,831 |
| 売上総利益        |     |         | 1,470,729 |
| 販売費及び一般管理費   |     |         | 1,199,160 |
| 営業利益         |     |         | 271,569   |
| 営業外収益        |     |         |           |
| 受取電気料金の助成    | 家収入 | 賃入他     | 16,500    |
| 売電           | 取扱  |         | 5,041     |
| 補助金の支給       | 取扱  |         | 4,910     |
| その他          | の取扱 | 他       | 610       |
|              |     |         | 27,061    |
| 営業外費用        |     |         |           |
| 支払利息の利息      | 利   | 利息      | 8,189     |
| 社債利息         | 利   | 利息      | 38        |
| 賃貸費用         | 費用  | 費用      | 3,496     |
| 売電費用         | 費用  | 費用      | 2,178     |
| 補助金の返還       | 返還額 | 額       | 11,548    |
| 株式交際費        | 交付  | 費用      | 8,283     |
| 上場関連費用       | 連費  | 費用      | 17,160    |
| その他          | の費用 | 他       | 3,337     |
|              |     |         | 54,233    |
| 経常利益         | 利益  |         | 244,397   |
| 特別利益         | 利益  |         |           |
| 固定資産売却益      | 却益  | 益       | 2,451     |
| 特別損失         | 損失  |         |           |
| 固定資産除却損      | 却損  | 損       | 1,063     |
| 税引前当期純利益     | 純利益 |         | 245,785   |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 91,454  |           |
| 法人税等調整額      |     | △10,712 | 80,742    |
| 当期純利益        | 純利益 |         | 165,042   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

株式会社イタミアート  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 幸 治

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イタミアートの2024年2月1日から2025年1月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通費を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月24日

株式会社イタミアート 監査役会  
常勤社外監査役 野瀬洋輔   
社外監査役 上田宗則   
社外監査役 村島雅弘 

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の業容拡大と経営基盤強化のための内部留保の充実を図りつつ、株主への利益配分を検討していく方針を基本としております。

第26期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20.0円  
総額 29,400,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年4月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の機動的な資金調達のため、変更案第6条において発行可能株式総数を5,880,000株に変更するものであります。
- (2) 株主総会を開催することが困難な場合であっても、株主総会の決議を要さずに剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会によっても行い得るよう、変更案第39条（剰余金の配当等）に変更するものであります。なお、本定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。
- (3) その他、上記変更に伴う条数や字句を変更し、併せて一部表現の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                                | 第1章 総 則                                                                                                     |
| (商 号)<br>第1条 (略)                                                                                       | (商 号)<br>第1条 (現行通り)                                                                                         |
| (目 的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ~11. (略)<br>12. インターネットでの広告業 <u>および</u> 広告代理業<br>13. ~18. (略) | (目 的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ~11. (現行通り)<br>12. インターネットでの広告業 <u>及び</u> 広告代理業<br>13. ~18. (現行通り) |
| (本店の所在地)<br>第3条 (略)                                                                                    | (本店の所在地)<br>第3条 (現行通り)                                                                                      |
| (機 関)<br>第4条 当会社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) ~ (4) (略)                                     | (機 関)<br>第4条 当会社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) ~ (4) (現行通り)                                        |
| (公告の方法)<br>第5条 (略)                                                                                     | (公告の方法)<br>第5条 (現行通り)                                                                                       |

| 現 行 定 款                                                                 | 変 更 案                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式                                                                 | 第2章 株 式                                                                      |
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>4, 200, 000</u> 株とする。                | (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>5, 880, 000</u> 株とする。<br>(削除)             |
| (自己株式の取得)<br>第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。                |                                                                              |
| (単元株式数)<br>第8条 (略)                                                      | (単元株式数)<br>第7条 (現行通り)                                                        |
| (単元未満株主の権利制限)<br>第9条 (略)<br>(1)～(2) (略)<br>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 | (単元未満株主の権利制限)<br>第8条 (現行通り)<br>(1)～(2) (現行通り)<br>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 |
| (基 準 曰)<br>第10条 (略)                                                     | (基 準 曰)<br>第9条 (現行通り)                                                        |
| (株主名簿管理人)<br>第11条 (略)                                                   | (株主名簿管理人)<br>第10条 (現行通り)                                                     |
| (株式取扱規則)<br>第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。 | (株式取扱規則)<br>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。     |
| 第3章 株 主 総 会                                                             | 第3章 株 主 総 会                                                                  |
| (招 集)<br>第13条 (略)                                                       | (招 集)<br>第12条 (現行通り)                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (招集権者および議長)<br>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。                                                             | (招集権者及び議長)<br>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。                                                |
| (電子提供措置等)<br>第15条 (略)<br>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。                                                               | (電子提供措置等)<br>第14条 (現行通り)<br>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。                                                         |
| (決議の方法)<br>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。<br>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 | (決議の方法)<br>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。<br>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。 |
| (議決権の代理行使)<br>第17条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。                                                                                 | (議決権の代理行使)<br>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。                                                                    |
| 2 (略)                                                                                                                                                                          | 2 (現行通り)                                                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役及び取締役会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 第4章 取締役及び取締役会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第 <u>18</u> 条～第 <u>20</u> 条 (略)<br><br>(代表取締役及び役付取締役の選定)<br>第 <u>21</u> 条 (略)<br>2 代表取締役のうち1名は <u>社長</u> とし、取締役会の決議によって選定する。ただし、代表取締役が1名のときは、当該代表取締役を <u>社長</u> とする。<br>3 (略)<br><br>(取締役会の招集権者及び議長)<br>第 <u>22</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 | 第 <u>17</u> 条～第 <u>19</u> 条 (現行通り)<br><br>(代表取締役及び役付取締役の選定)<br>第 <u>20</u> 条 (現行通り)<br>2 代表取締役のうち1名は <u>取締役社長</u> とし、取締役会の決議によって選定する。ただし、代表取締役が1名のときは、当該代表取締役を <u>取締役社長</u> とする。<br>3 (現行通り)<br><br>(取締役会の招集権者及び議長)<br>第 <u>21</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 |
| (取締役会の招集通知)<br>第 <u>23</u> 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br>また、 <u>取締役</u> 及び <u>監査役</u> の全員の同意があるときは、 <u>招集の通知をしないで</u> 取締役会を開催することができる。                                                                                                                                                 | (取締役会の招集通知)<br>第 <u>22</u> 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、 <u>招集の手続きを経ないで</u> 取締役会を開催することができる。                                                                                                                                                                                        |
| 第 <u>24</u> 条～第 <u>27</u> 条 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 第 <u>23</u> 条～第 <u>26</u> 条 (現行通り)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 第5章 監査役及び監査役会                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 <u>28</u> 条～第 <u>30</u> 条 (略)<br><br>( <u>常勤監査役</u> )<br>第 <u>31</u> 条 (略)<br><br>( <u>監査役会の招集</u> )<br>第 <u>32</u> 条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u><br><br>2 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日</u> の3日前までに発する。 <u>但し、緊急の場合は、これを短縮する</u> ことができる。<br>3 <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開く</u> ことができる。 | 第 <u>27</u> 条～第 <u>29</u> 条 (現行通り)<br><br>( <u>常勤監査役の選定</u> )<br>第 <u>30</u> 条 (現行通り)<br><br>( <u>監査役会の招集通知</u> )<br>第 <u>31</u> 条 (削除)<br><br>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、 <u>会日</u> の3日前までに発する。 <u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮する</u> ことができる。<br>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催する</u> ことができる。 |
| 第 <u>33</u> 条～第 <u>35</u> 条 (略)<br><br>第6章 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                 | 第 <u>32</u> 条～第 <u>34</u> 条 (現行通り)<br><br>第6章 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第 <u>36</u> 条～第 <u>38</u> 条 (略)<br><br>第7章 計 算                                                                                                                                                                                                                                                   | 第 <u>35</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行通り)<br><br>第7章 計 算                                                                                                                                                                                                                                    |
| (事業年度)<br>第 <u>39</u> 条 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                      | (事業年度)<br>第 <u>38</u> 条 (現行通り)                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 現 行 定 款                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(剩余金の配当)</p> <p>第40条 当会社は、<u>株主総会</u>の決議によって、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対して、<u>剩余金の配当</u>を行う。</p> <p>(新設)</p> | <p>(剩余金の配当等)</p> <p>第39条 当会社は、<u>取締役会</u>の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項</u>を定めることができる。</p> <p>2 当会社は、<u>毎年1月31日又は7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対して、<u>金銭による剩余金の配当</u>（以下「<u>配当金</u>」という。）を行うことができる。</p> <p>3 前項のほか、<u>基準日を定めて配当金を支払う</u>ことができる。</p> |
| <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当会社は、<u>取締役会</u>の決議により、<u>毎年7月31日を基準日として中間配当を行う</u>ことができる。</p>                                              | (削除)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>(剩余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>剩余金の配当及び前条の中間配当が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>            | <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>                                                                                                                                       |
| <p>第8章 附 則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>第43条 (略)</p>                                                                                | <p>第8章 附 則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>第41条 (現行通り)</p>                                                                                                                                                                                                        |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名 | 現在の当社における<br>地位及び担当 | 候補者属性      |
|-------|------------|---------------------|------------|
| 1     | 再任 伊丹 一晃   | 代表取締役社長             |            |
| 2     | 再任 伊丹 亮平   | 取締役 業務本部長           |            |
| 3     | 再任 河田 肇    | 取締役 商品本部長           |            |
| 4     | 再任 一瀬 達也   | 取締役 管理本部長           |            |
| 5     | 再任 稲葉 雄一   | 社外取締役               | 社外取締役 独立役員 |
| 6     | 再任 田丸 浩昭   | 社外取締役               | 社外取締役 独立役員 |

| 候補者番号                                                                                                                                             | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所持する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                 | いたみ かずあき<br>伊丹 一晃<br>(1970年3月4日)  | <p>1990年 4月 西日本法規出版(株)入社</p> <p>1995年 7月 個人事業主としてアトック創業</p> <p>1999年 2月 (有)イタミアート(現当社)設立、代表取締役</p> <p>2004年12月 (株)イタミアートに組織変更、代表取締役(現任)</p> <p>2008年11月 うちわ(株)(のちの旧(株)イタミ)設立、非常勤取締役</p> <p>2019年 1月 (株)イタミホールディングス設立、代表取締役(現任)</p> <p>2019年12月 (株)イタミ(旧(株)イタミから新設分割。旧(株)イタミは2020年1月当社に吸収合併)設立、非常勤取締役</p> | 216,500株       |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |
| 伊丹一晃氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、ECサイトを通じたセールスプロモーション商材の販売という当社ビジネスモデルの創出を主導してきました。その知識及び経験は、当社の存在意義や企業価値向上に資すると判断したためであります。 |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |
| 2                                                                                                                                                 | いたみ りょうへい<br>伊丹 亮平<br>(1981年8月6日) | <p>2004年 8月 (株)アルファ入社</p> <p>2008年11月 当社入社</p> <p>2014年 4月 当社マーケティング部長</p> <p>2017年 2月 当社執行役員マーケティング部長</p> <p>2019年 1月 当社取締役業務本部長(現任)</p>                                                                                                                                                                | 2,500株         |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |
| 伊丹亮平氏を取締役候補者とした理由は、当社の販売及びマーケティング部門の責任者を務め、同部門の業務に精通しています。そのため適切に職務が遂行できると判断したためであります。                                                            |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |

| 候補者番号                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                         | 所持する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                        | かわた はじめ<br>河田 肇<br>(1964年5月26日)    | 1987年 4月 川西医科器機(株) (現オルバヘルスケアホールディングス(株)) 入社<br>2006年 9月 同社取締役執行役員 I R 担当<br>2012年 9月 同社取締役執行役員管理本部長<br>2013年 9月 同社内部監査室室長<br>2014年10月 (株)ライフケア出向<br>2015年 7月 (株)カワニシホールディングス (現オルバヘルスケアホールディングス(株)) 経営企画室人材グループ<br>2021年 8月 当社取締役管理本部長<br>2024年 8月 当社取締役<br>2024年 9月 当社取締役商品本部長 (現任) | -          |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                            |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |
| 河田肇氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役管理本部長として、企業全体の組織運営やガバナンスをリードしてきた実績があり、商品本部の組織運営を円滑に進めることができると判断したためであります。                        |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |
| 4                                                                                                                        | いちのせ たつや<br>一ノ瀬 達也<br>(1980年4月11日) | 2005年 4月 はるやま商事(株) (現(株)はるやまホールディングス) 入社<br>2019年 4月 同社経理部長兼経営企画部長<br>2023年 6月 当社入社 管理部長<br>2024年 4月 当社取締役<br>2024年 8月 当社取締役管理本部長 (現任)                                                                                                                                                | -          |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                            |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |
| 一ノ瀬達也氏を取締役候補者とした理由は、当社の管理部門の責任者を務め、同部門の業務に精通しています。加えて、前職において長年にわたり経理部門及び経営企画部門の責任者を務めておりました。そのため適切に職務が遂行できると判断したためであります。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | 稻葉 雄一<br>(1968年4月29日) | <p>1998年 2月 (株)博報堂キャプコ (現(株)博報堂D Y キャプコ) 入社</p> <p>1998年 7月 (株)メンバーズ入社</p> <p>1999年 2月 (株)インピリック電通 (現(株)電通ダイレクト) 入社</p> <p>2001年 4月 (株)電通テック入社</p> <p>2006年10月 ナレッジスイート(株) (現ブルーテック(株)設立、代表取締役</p> <p>2021年 1月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2022年10月 ブーストマーケティング(株)設立、代表取締役</p> <p>2023年 4月 BBDイニシアティブ(株)設立、代表取締役 (現任)</p> <p>2023年12月 ブーストマーケティング(株)取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>BBDイニシアティブ(株)代表取締役</p> | -              |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

稻葉雄一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり企業の経営に携わり、会社経営全般について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に当社の経営課題について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

| 候補者番号 | 氏<br>姓<br>名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重<br>要<br>な<br>兼<br>職<br>の<br>状<br>況)                                                                                                                                                                                               | 所<br>有<br>す<br>る<br>当<br>社<br>の<br>株<br>式<br>数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 6     | たまる<br>田丸<br>ひろあき<br>浩昭<br>(1962年8月10日) | <p>1986年 4月 (株)日本能率協会コンサルティング入社</p> <p>2017年 1月 (株)日本アレフ入社、取締役副社長</p> <p>2017年 7月 同社代表取締役</p> <p>2023年 8月 同社相談役</p> <p>2023年11月 (株)日本能率協会コンサルティング エグゼクティブフェロー (現任)</p> <p>2024年 4月 当社社外取締役 (現任)<br/>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)日本能率協会コンサルティング エグゼクティブフェロー</p> | —                                              |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

田丸浩昭氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり生産改善、原価管理や物流等のコンサルティングに携わり、生産管理について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に当社の生産管理について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稲葉雄一氏及び田丸浩昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 稲葉雄一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年3ヶ月となります。
4. 田丸浩昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、稻葉雄一氏及び田丸浩昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、稻葉雄一氏及び田丸浩昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査を期待できることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

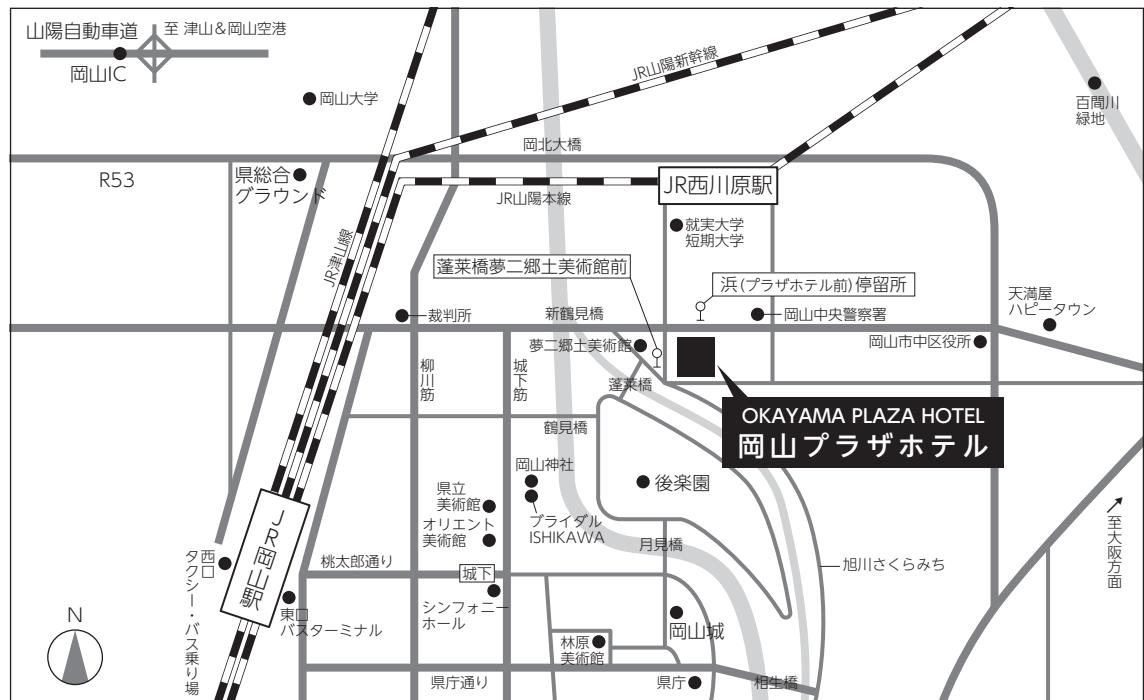
(2024年6月30日現在)

|       |                      |                              |      |
|-------|----------------------|------------------------------|------|
| 名 称   | 仰星監査法人               |                              |      |
| 事 業 所 | 東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル |                              |      |
| 沿 革   | 1990年 9月             | 北斗監査法人                       | 設立   |
|       | 1999年 10月            | 東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称を変更  |      |
|       | 2001年 8月             | Nexia Internationalに加盟       |      |
|       | 2006年 10月            | 監査法人芹澤会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称を変更 |      |
|       | 2011年 7月             | 明澄監査法人と合併し、北陸事務所（現北陸オフィス）を開設 |      |
|       | 2014年 7月             | 明和監査法人と合併<br>現在に至る           |      |
| 概 要   | 資本金                  | 190百万円                       |      |
|       | 構成人員                 | 社員 (公認会計士)                   | 59名  |
|       |                      | (うち代表社員)                     | 11名  |
|       | 職員                   | (公認会計士)                      | 221名 |
|       |                      | (会計士補・                       | 77名  |
|       |                      | 公認会計士試験合格者)                  |      |
|       |                      | (その他の職員)                     | 56名  |
|       | 関与会社数                | 合 計                          | 413名 |
|       |                      | 金融商品取引法・会社法監査                | 119社 |
|       |                      | (うち上場会社)                     | 116社 |
|       |                      | その他監査                        | 167社 |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：岡山市中区浜二丁目3番12号  
岡山プラザホテル 4階 烏城の間  
TEL (086) 272-1201



交通

- ・ J R岡山駅東出口からタクシーで約5分
- ・ J R西川原駅から徒歩で約15分
- ・ 岡山I. C. から車で約20分

- ・宇野バス JR岡山駅東口 1番乗り場（東岡山線）約8分  
(浜（プラザホテル前）停留所)
- ・岡電バス JR岡山駅東口 1番乗り場（藤原団地行）約20分  
(蓬萊橋夢二郷土美術館前)
- ・岡山桃太郎空港よりタクシーで約30分